

整理番号	19-61	事務事業名	恵庭地区保護司会北広島分区 補助事業	作成部署	保健福祉部 福祉課	電話	内線800	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	上村 弘志	課長職名	小西 洋一	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	S48年		根拠法令等					
〃 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	千歳地区保護司会から恵庭地区保護司会が分離し、北広島分区を創設した以降に補助が始まったと思われる。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	地域福祉	(第2節)
	施策	地域福祉推進体制の充実	(第1施策)
目的 (ここから成果指標を導きます)	対象 (誰、又は何を)	保護司	
	意図 (何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	保護司は、法務省保護観察所とともに罪を犯した人の更生援助を行うのみならず、犯罪予防や地域社会の安全のための啓発活動を無給で行っていることから、保護司会の分区が実施する研修等の活動に対し支援する。	
手段 (ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	【保護司会(分区)の活動内容】 ・恵庭地区保護司会への研修会の出席(年4回) ・刑務所や少年院等の矯正施設への視察研修 ・社会を明るくする運動(横断幕の掲示、中学校生徒への街頭啓発)の実施
		17年度	同上

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	719	719	719	719
	合計	719	719	719	719
人件費 (概算)	人数(年間)	0.05	0.05	0.05	0.05
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	450	450	450	450
総事業費 +		1,169	1,169	1,169	1,169

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	保護司定員	13人	13人	13人	13人
	研修会延べ参加者数	40人	38人	47人	47人
	視察研修参加者数	9人	9人	13人	13人
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	研修会参加率	77%	73%	90%	90%
	視察研修参加者率	69%	69%	100%	100%
	社明運動での啓発延べ人数	920人	410人	650人	650人
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	保護司1人当たり補助金額	55,300円	55,300円	55,300円	55,300円

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	社会・経済環境の変化等により、犯罪が増加の一途をたどり、保護司が担当する保護観察件数の増加しており、役割もますます重要となっている。
---------------------------------	--

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありますか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	保護司は法務大臣が委嘱しており、市の犯罪予防施策へ協力する役割も担っていることから、行政が関与すべきである。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	犯罪発生件数が増加しており、犯罪者の更生援助及び犯罪防止の啓発を行う保護司の役割は重要である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	無給で活動する保護司が組織する保護司会活動への支援として適切であると考ええる。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	保護司自らも市内企業等からの賛助会費を募集し、保護司会の活動財源に充当しており、また視察研修においては自己負担を設けていることから、妥当と考ええる。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	社会を明るくする運動の一環として、犯罪予防やいじめ防止のために中学校生徒への街頭啓発を実施しており、成果の測定は困難であるが、有効な活動であると考ええる。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	活動に要する経費の実費支給、研修や啓発などの活動に対する支援であり、コスト削減は考えにくい。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	犯罪予防を主眼とした社会を明るくする運動を展開し、地域社会の浄化を図っており、今後とも継続的な運動展開と定着が必要である。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	現在、事業費及び運営費を対象に補助しているが、今後は事業費補助への転換を検討する。

付 表

補助金・交付金 交付先団体等の状況説明書

整理番号	19-61
------	-------

【交付先団体等の概要】

補助金・交付金名	恵庭地区保護司会北広島分区補助金		
交付先の名称及び代表者名	恵庭地区保護司会北広島分区 分区長 藤田 純弘	設立年	
構成員(団体)数	13人 (16年3月末現在)		
交付先団体等の活動目的	犯罪をした者の更生を援助するとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。		
交付先団体等の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護の推進と犯罪予防の啓発 ・研修実施による資質向上 ・保護司相互の連絡調整 		
事務局の状況(16年度)	補助団体にある	市役所にある	
補助金等の充当状況(16年度)	運営費のみに充当	事業費のみに充当	運営費・事業費の双方に充当

【交付先団体等の決算・予算の状況】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	
収 入	本市補助・交付金の額(A)	719	719	719	
	恵庭地区社明運動補助金	80	80	80	
	賛助会費交付金	344	320	320	
	負担金	16	468	65	
	繰越金	159	222	145	
	収 入 合 計(B)	1,318	1,809	1,329	
	支 出	活動費	477	453	520
研修費(視察研修)		180	854	350	
旅費		41	43	40	
負担金		156	156	156	
事業費		114	95	139	
需用費・役務費		29	9	34	
その他		99	55	90	
支 出 合 計(C)		1,096	1,665	1,329	
繰越金	収入(B) - 支出(C)	222	144	0	
全体支出に対する本市補助・交付金の割合(A)÷(C)		66 %	43 %	54 %	
補助・交付金の対象経費(項目)		活動費及び研修費・地区負担金	活動費及び研修費・地区負担金	活動費及び研修費・地区負担金	
補助・交付金の対象経費(金額)(D)		813	1,463	1,026	
対象経費に対する補助・交付金の割合(A)÷(D)		88 %	49 %	70 %	
補助・交付金の算出根拠	活動費及び研修費 1人 49,800円、恵庭地区保護司会負担金 1人 11,000の1/2				